

日本国政府及びアメリカ合衆国政府による金融サービスに関する措置

1995年2月13日
ワシントン

「日米間の新たなパートナーシップのための枠組みに関する共同声明」に基づき金融サービス分野における措置に関して行われた協議の結果、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、それぞれ、ここに記述された金融サービスに関する措置を実施することを決定した。

(署名)
栗山 尚一
日本国大使

(署名)
ロバート・E・ルービン
財務長官

目 次

I.	基本目的の声明	1
II.	透明性及び手続上の保護	2
	規制行政及び執行	2
	諮問機関	3
	業界団体への参加	3
	金融サービスの規制に係る情報へのアクセス	3
	行政不服申立て	4
III.	資産運用業務	4
	年金福祉事業団の資金運用に対する投資顧問会社のアクセス	4
	他の年金基金へのアクセス	5
	a 厚生年金基金	5
	b 共済組合	5
	c 適格年金	6
	特化運用の許容	6
	時価会計及びパフォーマンス評価	6
	投資信託	7
	a 投資信託委託業務と投資一任業務の併営	7
	b 投資信託商品の販売	7
	c パフォーマンスに関するデータの開示の向上	8
	d 新規運用対象	8
	e 外国投資信託商品の販売	9
	米側措置	9
	a 外国ファンドマネジャーによるアクセス	9
	実施された措置の認識	10
IV.	証券業務	10
	一般原則	10
	有価証券の定義にかかる照会及び定義の拡大のための手続、並びに証券会社の 兼業承認のための手続	10
	将来のイノベーションへの対応	11
	証取法上の証券業務の範囲の拡大	11
	a 資産担保証券	11
	b 派生商品	11

c 新証券商品の確認	12
d 既存証券商品の再確認	12
証券会社の兼業業務	13
通貨関連派生商品の導入	13
社債発行の追加的自由化	14
証券商品の配分の自由化	14
コマーシャル・ペーパーの自由化	15
海外ワラントに係る通達の撤廃	15
米側措置	15
a 試験の簡素化	15
b 州レベルでの証券規制	15
実施された措置の認識	16
V. 越境貸本取引	16
一般原則	17
非居住者による証券発行に係る自由化	17
居住者による海外での証券発行に係る自由化	18
還流制限に係る自由化	18
居住者による海外金融商品へのアクセス	19
a 海外預金口座の利用	19
非指定金融機関の海外上場オプション・先物へのアクセス	19
指定金融機関の派生商品関連商品及び他のポートフォリオ投資へのアクセス	20
a 通貨現物オプション	20
b 事後報告	20
その他の越境業務	20
a 証券会社による外国為替取引	20
b 相殺決済の可能性	21
c 金融債権の売却	21
将来のステップ	21
実施された措置の確認	22
VI. 銀行業務	24
銀行の州際業務	24
規制の調和	24
米国金融機関の取締役における市民権要件	25
銀行と証券会社の相互参入	25
実施された措置の認識	25

VII. 競争政策	25
VIII. 協議	26
IX. 措置の実施状況の評価	26
一般	27
証券業務	27
越境資本取引	27
資産運用業務	28

附属書 1：申請に対する処分

附属書 2：不利益処分

附属書 3：「措置」の中の金融サービスにおける独占禁止法の適用除外

附属書 4：流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針

I. 基本目的の声明

- (1) 日米間の新たなパートナーシップのための枠組み（以下、「枠組み」という。）は、市場開放及びマクロ経済分野での措置を通じて競争力のある外国の製品及びサービスへのアクセス及び販売を相当程度増大させ、投資を増加させ、国際的競争力を増進させるとともに、日米二国間の経済面での協力を強化するため、構造及び分野別問題を取り扱うことを目標としている。
- (2) 金融サービス分野に関し、この目標を達成するために、この文書、すなわち「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による金融サービスに関する措置（以下、「本措置」という。）が採用された。本措置は、競争力のある外国の金融サービス提供者の市場アクセスを相当程度に改善することを目的として、競争力のある外国の金融サービス提供者の市場アクセスを相当程度妨げる効果を有する関連の法律、規則及び行政指導の改革に向けられたものである。
- (3) 本措置の目的は、以下のとおり。
- a. 競争力のある外国の金融サービス提供者の金融市場へのアクセスを相当程度改善すること
 - b. 国際的な金融市場とより完全に結びついた一段と流動的かつ効率的な金融市場の発展を促進すること
 - c. 金融活動の規制における透明性と手続上の保護を高めること
 - d. 金融システムの安全性及び健全性、並びに金融市場の整合性を確保すること
 - e. 個別の市場において外国の金融サービス提供者に影響を与える問題を解決し、また、本措置の目的に向けて更なる進展を図るよう、本措置の実施を評価するための継続的な協議とレビューの仕組みを塩浜すること
- (4) 両政府は、金融サービス分野における信用秩序維持のための規制の重要性及び公正かつ透明な方法で信用秩序維持のための懸念に対処することの重要性を認識する。
- (5) 各政府は、本措置の対象となる銀行、証券及びその他の金融サービスに関し、内国民待遇及び最恵国待遇の原則に係るコミットメントを再確認する。各政府は、「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」の「金融サービスに関する第二附属書」の2に従ってすべてのGATS当事国が、これらの原則について約束を行うことの重要性を再確認する。各政府は、相手国政府が、本措置を本措置に記載した特定のコミットメントに従って実施していることを前提

としつつ、相手国の金融サービス提供者に対し、本措置の対象となる銀行、証券及びその他の金融サービスに関し、現行の業務の拡大、新たな業務上の拠点の設置、及び新たな活動の実施に係るものを含め、最恵国待遇、市場アクセス及び内国民待遇を与えるとのコミットメントを確認する。¹

II. 透明性及び手続上の保護

(1) 両政府は、金融サービス提供者の活動に関する、公正で透明な規制及び政策は、外国の金融サービス提供者による国内市場へのアクセス、及び国内市場における活動を容易にするうえで、重要であることを確認する。両政府は、金融サービスにおいて、引き続き透明性を高めていくとのコミットメントを重ねて申し述べる。

(2) 規制行政及び執行

- a. アメリカ合衆国政府は、日本国政府が、行政手続法の施行を通じて、行政行為の透明性を向上させたことを歓迎する。
- b. 行政手続法は、処分、行政指導及び届出に関し、共通の手続を定めることによって、行政運営における公正を確保し、透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。
- c. 日本国政府は、日本における金融サービス及び金融商品の市場に影響を与える規制、行政上の措置及びその他の行為に関し、行政手続法が適用されうることを確認する。特に、行政手続法によれば、
 - i. 附属書 1 に掲げられた、金融サービス提供者の参入、金融サービス及び金融商品の提供を含む、金融に関する活動の免許及び認可に関する基準は、行政上特別の支障がない限り²、文書化され、公表され、一般に入手可能にされる。
 - ii. 附属書 2 に掲げられた、金融に関する活動に関する免許及び認可に係る不利益処分の名あて人には、明確な説明が与えられる。不利益処分が書面で行われる場合には、行政上特別の支障がない限り、その理由もまた書面により示される。
 - iii. 行政指導は、その行政機関の法律上の権限を超えてはならない。

¹ この文におけるコミットメントは、本措置の中で行われたコミットメントを実質的に損なわない限り、各政府が既存の措置を執行することを妨げるものではない。

- iv. 行政指導に従うことは、任意による。行政指導を行う者は、その相手方がこれに従わなかったことを理由として、行政指導の相手方を不利益に取扱わない。
- v. 口頭で行われる行政指導は、行政上特別の支障がない限り、要請に基づき、その目的及び内容を明確にした書面で行われる。
- vi. 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し同じ類型の行政指導を行おうとするときは、行政機関は、予め、事案に応じ、これらの行政指導に共通する事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。
- vii. 法令等により定められた要件に適合している届出は、法令で定められた行政機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべきとの要件が満たされることとなる。

(3) 諮問機関

- a. 日本国政府が、金融サービスの提供に関する目的や機能を持ち、民間部門のメンバーの参加を含むいかなる審議会、協会、委員会又はグループその他類似の組織を、政府のための正式の諮問機関としての役割を果たすような形で設立し又はこれらの組織に対して定期的に勧告を求める場合、日本国政府は、その機関に対して、可能な範囲で、関心を有する外国の金融サービス提供者で日本に拠点を有するもの及びそれらを代表する協会又はその組織が、その会合に出席し、意見陳述を行うことを認めることを強く要請する。

(4) 業界団体への参加

- a. 日本及びアメリカ合衆国において、外国の金融サービス提供者は、全国銀行協会連合会、日本証券業協会、投資信託協会、投資顧問業協会等、関係する業界団体に加入することができる。
- b. 日本国政府は、業界団体及びその他類似の組織が、外国の金融サービス提供者に対し、各組織が定める規則に従い、類似の会費及びその他の義務に従うことを前提として、国内の会社に与えられるのと同等の権利、特典及び機会を与えていることを確認する。これらの権利、特典及び機会には団体の代表及び管理に関する権利、特典及び機会が含まれる。

² 本措置において、「行政上特別の支障」は、例外的な状況においてのみ使用されることが意図されている。

(5) 金融サービスの規制に係る情報へのアクセス

- a. 日本国政府は、国内の金融サービス提供者と同様、外国の金融サービス提供者に対しても、日本における金融サービスの提供に関連し又は影響を与える措置につき、情報を与えられ、意見を述べ、政府職員と意見交換するための実質的かつ公正な機会が与えられることを保証する。

(6) 行政不服申立て

- a. 日本国政府は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法が、日本における金融サービスの提供に関する全ての処分に対して適用されうることを確認する。

III. 資産運用業務

(1) 安全性と効率性は、年金資金運用の 2 つの根本的な要素である。年金資産の安全かつ効率的な運用は、運用機関間の競争、運用機関による運用の特化・多様化の機会の拡大及び安全性の観点からの透明かつ適切な諸規制により、最も長く実現される。

(2) 両政府は、公的年金資金の運用は本質的に安全・確実かつ効率的に行われることが重要であること、とりわけ安全な運用が優先されるべきであることを確認する。この観点から、日本国政府は、公的年金資金は、実際に元本保証が付されているかどうかにかかわらず、元本保証を付しうる運用対象に投資されるべきであり、法律上元本保証が禁じられている運用対象には投資されるべきではないとの立場に立っている。更に両政府は、公的年金資金の運用においては、国又は国に準ずる機関が運用資金として個別銘柄株を取得すべきでないこと、公務員又は準公務員が公務として個別銘柄株選定の指図を行い得ないことが担保されることが重要であることを確認する。

(3) 年金福祉事業団の資金運用に対する投資顧問会社のアクセス

- a. 1995 年度予算編成過程において、日本国政府は、年金福祉事業団の資金運用事業について、運用形態の多様化により運用効率の向上を図るため、「指定単」の枠組みの中で、投資顧問会社が実質的に参入することを認めることとした。この目的のために二つの運用手法、即ち投資信託とリミテッド・パートナーシップを設けることとしている。
- b. 上記運用手法については、

- i. 年金福祉事業団は、これらの運用手法を利用して投資顧問会社によって運用しうる民間金融機関への資金配分を決定しうる。
 - ii. 年金福祉事業団は、これらの運用手法により、専門のファンドマネージャーによる特定資産への特化運用が可能となる。
 - iii. 投資顧問会社は、新スキームの実施のための仕様を具体化する過程に参加することができる。
 - iv. これら運用手法は、1995 年度予算の国会承認を条件として、同年度中に実施することとする。
- c. 大蔵省は、新スキームが、投資顧問会社が公的年金貸金の運用に参入するための有効な方法となるものと考えている。
- d. 1999 年の次期年金財政再計算時において、このスキームの見直しが行われうる。

(4) 他の年金資金へのアクセス

- a. 厚生年金基金
- i. 日本国政府は、次の措置により、引き続き投資顧問業者の厚生年金基金の資金運用へのアクセスを改善する意図を有する。
 - A. 厚生年金基金の自主運用の認定のための 8 年要件を 3 年に短縮する。
 - B. 厚生年金基金の現行 1/3 の自主運用枠を段階的に拡大する。
 - ii. 日本国政府は、厚生年金基金の資産の運用機関間の資金配分及びその変更は、政府の規制に適合しかつ契約上の義務に従いつつ、厚生年金基金により決定されることを確認する。
- b. 共済組合
- i. 日本国政府は、次の措置により、共済組合の資金運用へのアクセスを改善する意図を有する。
 - A. 国家公務員等共済組合連合会に射し、投資顧問業者と投資一任契約を締結する

ことを認める。

B. 日本電信電話共済組合に対し、投資顧問業者と投資一任契約を締結することを認める。

ii. 日本国政府は、投資一任契約を通じて次の共済組合の貸金運用を行うことが、既に投資顧問業者に認められていることを再確認する。地方公務員共済組合連合会、東京都職員共済組合、地方職員共済組合、指定都市職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、警察共済組合、公立学校共済組合、農林漁業団体職員共済組合。

c. 適格年金

i. 日本国政府は、現在の適格年金信託の枠組みにおいて、信託銀行が、自らの裁量による投資判断で、その枠組みに属する貸金を、証券投資信託に投資しうることを確認する。

(5) 特化運用の容認

a. 1995 年度中に、現行の資産配分規制を改め、受託機関ごとの規制から、年金福祉事業団資金全体（生命保険の合同運用ファンドを除く）に対する規制とする。

b. 日本国政府は、厚生年金基金の自主運用部分において運用機関側に課せられている投資運用規制も撤廃する意図を有する。

(6) 時価会計及びパフォーマンス評価

a. 日本国政府は、1995 年半ばまでに最終報告において結論をまとめる予定の厚生省の検討会の議論に基づき、時価ベースを考慮に入れる観点から、1996 年半ばまでに厚生年金基金の数理基準を改める意図を有する。日本国政府は、その新しい基準を遅くとも 1997 年度に実施する意図を有する。

b. 更に、日本国政府は、

i. 国際的に受け入れられている形式に沿って標準化されたパフォーマンス・データを開発するために、年金基金及び年金基金運用者によりなされた最近の進展を歓迎する。

ii. 年金基金による独立したパフォーマンス評価会社の利用が増加していることを歓迎

するとともに、年金基金が個々の年金基金運用者のパフォーマンスについて独立した評価を得る機会を有することを引き続き確保する。

- iii. 年金基金運用者がその運用する基金のパフォーマンスに関するデータを時価ベースでかつ国際的に受け入れられた形式で準備するよう懇請する。日本国政府は、また、年金基金及び年金基金運用者等の関係者が、パフォーマンス評価を実施するために必要なパフォーマンスに関するデータを、年金基金が利用するパフォーマンス評価会社等の関係当事者に対し、提供するよう懇請する。

(7) 投資信託

a. 投資信託委託業務と投資一任業務の併営

- i. 日本国政府は、投資信託市場に対するアクセスの改善及び競争の促進の見地から、以下に掲げる事件を満たす投資一任会社が委託会社としての免許を受けることを条件に、一つの会社で投資信託委託業務と投資一任業務を営むことを認め、また、同様に、以下に掲げる事件を満たす委託会社が投資一任業務の認可を受けることを条件に、一つの会社で両業務を営むことを認める。

- ii. 上記パラグラフ(7) a. 1.の要件は、次の通り。

A. 委託会社としての免許を受けることを望む投資一任会社、又は、投資一任業務の認可を受けることを望む委託会社は、

- 1. 直近3年間平均で3,000億円以上の運用資産を有していなければならない。日本における外資系投資一任会社の場合は、そのような平均運用資産は親会社の平均運用資産とする。かつ、
- 2. 直近の期間において経常黒字を計上していなければならない。特別の事情で経常赤字を計上した会社の場合は、直近3期間のいずれかにおいて経常黒字を計上していれば、依然として免許適格である³。

B. 委託会社は日本国内において設立された株式会社でなければならない。

- iii. 上記パラグラフ(7) a. 1.に関連し、日本国政府は、委託会社に関する現行の最低資本金基準(3億円)を撤廃し、5,000万円を下回らない純資産を維持するために適

³ 上記に加え、委託会社の免許基準及び投資一任業務の認可基準もまたそれぞれ適用される。

切な額の資本金を準備すべしとする基準に改めるとともに、新たな基準を、投常信託委託業務を営もうとする投資一任会社にも適用する。

b. 投貸信託商品の販売

- i. 日本国政府は、商業銀行の証券子会社は投資信託商品を販売することが認められること、及び、委託会社は投資信託商品を直接に販売することが認められていることを確認する。これらの販売チャネルは、委託会社のビジネス機会の拡大のために、最大限活用されるであろう。
- ii. 日本国政府は、また、委託会社が、現行の関連する規則の下で、単位型スポットファンドを除き、投資信託商品のパフォーマンスを広告するために、いかなる媒体をも利用しうることを確認する。

c. パフォーマンスに関するデータの開示の向上

- i. 日本国政府は、投資信託のパフォーマンスに関するデータの時価ベースでの開示を向上させることとし、このため、関係する自主規制機関に対し、投資者が個々のファンドの運用パフォーマンスについてより長い情報を得られるよう、新たな株式投資信託商品に関する運用パフォーマンス等を記載した表を開発し、月次ベースで公表するとともに、既存の投資信託商品に関する運用成績公開制度を改善するよう求める。
- ii. 日本国政府は、関係する自主規制機関に射し、投資信託商品に関する運用パフォーマンスに関する基礎的なデータが、パフォーマンス評価のために民間機関に建供される仕組みを確立するよう求める。
- iii. 日本国政府は、運用方針、収益分配方針、商品リスク、報酬、資産配分等の事項に関するより詳細な情報に基づいて投資者が投資判断をなしうるよう、委託会社に対し、受益証券説明書及び年次運用報告書の内容を充実させることにより、投資信託商品に関する開示を向上させるよう求める。

d. 新規運用対象

- i. 日本国政府は、委託会社が、各ファンドの 50%未満を限度として、国内 CD、コール・ローン、実物資産の証券化関連商品のような、証券取引法（以下、「証取法」という。）第 2 条に定義されているもの以外の商品へ運用することを認める。日本国政府は、また、委託会社が独自の商品や運用方針を開発するよう慫慂し、投資者の多

様なニーズに応えるため、ファンドが運用することを認められる商品の種類に関する現行の制約を、投資家保護等のための最低限の基準の下で、次の通り抜本的に緩和する。

- A. 先物・オプション取引の利用はヘッジ目的の場合に限定するとの制約を撤廃し、これらの取引を一般的な資産運用のために利用することを認める。
 - B. 委託会社が海外及び国内の私募債への運用を行うことを認める。
 - C. 株式の信用売りの認められる範囲を拡大する。
 - D. 外国有価証券への運用を特定の海外市場で取引されるものに限定している規制を撤廃し、全ての市場で取引される証券への運用を認める。
 - E. 他の投資信託商品への運用を認める。
 - F. 実物資産の証券化関連商品への運用を認める。
 - G. 金利先渡契約（FRA）及び為替先渡契約（FXA）取引を認める。
- ii. 日本国政府は、また、証取法第2条の有価証券とされる商品の拡大の結果として、委託会社はより幅広い範囲の有価証券に運用できるようになることを確認する。
- e. 外国投資信託商品の販売
- i. 日本国政府は、海外カントリーファンドを、募集総額の最大限 5/6 までの範囲で、日本において販売することを認めるとともに、外国投資信託商品の日本における販売に関する基準の透明性を確保するため、通達を発出する。

（8）米側措置

- a. 外国ファンドマネジャーによるアクセス
 - i. 日本国政府は、外国ファンドマネジャーが米国ファンドマネジャーと同様の要件の下で、米国ファンドを設定・登録してきたこと、及び、設定・登録できることを認識する。
 - ii. 日本国政府は、米国証券取引委員会（以下、「SEC」という。）のスタッフが、アメリカ合衆国及び海外の顧客を有する外国投資顧問に関する制約を緩和することによ

り米国市場に対するアクセスを自由化するための一連の措置を既にとってきていることを認識する。SEC スタッフがとった措置は、日本に拠点を有する投資顧問が日本及びアメリカ合衆国双方の顧客にサービスする能力を向上させた。

- iii. アメリカ合衆国政府は、日本国政府によって提起された投資顧問に関する諸問題とともに、外国投資信託のアクセスに課されている諸制約に対処するために追加的にとりうる措置を、米国法における投資家保護の要請との整合性を確保しつつ検討するよう、SEC のスタッフを懇請した。SEC のスタッフは、このような外国投資信託及び投資顧問のアクセスに関する諸制約・諸問題に対処する行政上の措置を検討し、適当な場合には、そうした措置の実施に向けて、要請に基づき、日本国政府の関連する行政当局との協議に進んで応ずる。この関連で、アメリカ合衆国政府は、投資会社法案 7 条(d)が、投資信託に関しケース・バイ・ケースでそのような諸問題に対処する権限を与えていることに留意する。

(9) 実施された措置の認識

- a. アメリカ合衆国政府は、日本国政府が厚生年金基金の「オールドマネー」と「ニューマネー」の区分を撤廃したことを認識する。

IV. 証券業務

(1) 一般原則

- a. 両政府は、開かれた競争的な資本市場は資源の効率的配分にとって不可欠であることを認識する。このため、両政府は、企業が証券を内外市場で発行したり販売したりすること、また、投資家が自由にこのような証券を購入することに対して設ける制限は、投資家保護等に係る懸念に対処する上で最小限のものにとどめられるべきであると考え。両政府は、また、ある商品がそれぞれの証券関連法令上「有価証券」であるか、又は、「有価証券」となるかどうかを明確にする手続の透明性は、証券の発行又は販売における効率性を高めるために重要であることを認識する。

(2) 有価証券の定義にかかる照会及び定義の拡大のための手続、並びに証券会社の兼業承認のための手続

- a. 日本国政府は、
 - i. 如何なる商品も、それが証取法第 2 条に規定されている「有価証券」の定義を満た

す限り、有価証券となることを確認する。そのような証券を発行、配分、売買その他取引する権利は、適用される法令・規則において規定されている登録その他の諸要件にのみ従う。関心を有する者は、ある商品が証取法第2条の「有価証券」であるかどうか不明な場合は照会をすることができる。ただし、そのような照会を行うことは要求されていない。

- ii. 照会があれば、ある商品が証取法第2条の「有価証券」であるかどうかについて、投資性、流通性という公正な基準に鑑み、公正かつ迅速に検討を行い、そのような照会に対し、速やかに、行政上特別の支障がない限り、求められた場合は書面により、適切な説明を付した回答を行う。更に、日本国政府は、秘密性を損なわないのであれば、かかる回答を公にする。
- iii. 書面による要請があれば、ある商品が証取法第2条の「有価証券」として政令指定されるべきであるかどうかについて、投資性、流通性という公正な基準に鑑み、かつ、証取法による投資家保護の必要性（特に、他の法令がそのような保護を提供していない場合）に鑑み、公正かつ迅速に検討を行い、そのような書面による要請に対し、速やかに、行政上特別の支障がない限り、求められた場合は書面により、適切な説明を付した回答を行う。また、秘密性を損なわないのであれば、かかる回答を公にする。
- iv. 証取法第2条の「有価証券」ではない商品に関連する業務に従事することを希望する証券会社は、証取法第43条に基づく業務に従事するための申請を行うことができること、及び、そのような申請の全部又は一部の拒否は行政手続法における「許可等の拒否処分」に該当し、申請者は同法の下の手続的保護を受ける資格があることを確認する。

(3) 将来のイノベーションへの対応

- a. 日本国政府は、
 - i. 証券商品・市場における進展やイノベーションに適切に対応するため、証取法第2条の解釈、政令指定、兼業承認といった既存の利用可能な方法を十分利用する意図を有する。
 - ii. 証券市場に対する最も適切な監督を確保しつつ、新たな証券商品の開発や証券市場における変化に対応する見地から、証取法を含む関連法令・規則につき引き続きレビューする意図を有する。

(4) 証取法上の証券業務の範囲の拡大

a. 資産担保証券

- i. 日本国政府は、特定債権等に係る事業の規制に関する法律の対象となる債権を裏付けとした証券の日本への導入に向けて、どのような法的アプローチをとることが適切であるかという点について明らかにするため、投資家保護の適切な枠組みの在り方及び他の諸法制との整合性の確保などの諸点について、現在行われている関係省庁間における検討を更に促進し、本年度内にその検討を終えるべく最大限努力し、これらの問題点について適切な解決策を確保した後に、それらの証券の導入について前向きに検討する。

b. 派生商品

- i. 日本国政府は、株式関連の上場派生商品取引の一層の拡大が優先政策であることを強調するとともに、他の主要金融市場における最近及び将来の進展及び懸念にしかるべき注意を払いつつ、店頭派生商品に付随する潜在的なリスク、それらの商品から生じうる現物市場に対するシステム的な効果及び関連する法律上の制約等の株式関連の店頭派生商品に関連する広範な諸問題を引き続きレビューする。

c. 新証券商品の確認

- i. セクション IV パラグラフ (3) の関連で、日本国政府は次の証券が証取法第 2 条の「有価証券」の定義に該当する旨を新たに確認し、公表する。

A. 資産担保証券

1. 海外民間機関発行の金融機関のモーゲージを裏付けとした非エージェントのパススルー証券
2. 次を含む（ただし次に限定されない）金融機関の貸付債権を裏付けとした海外パススルー証券
 - ホーム・エクイティ・ローン
 - 自動車ローン
 - ボート・ローン

B. その他の証券

1. 他社株交換可能債
 2. 米国財務省証券のストリップス債以外の海外ストリップス債
 3. 通貨オプション付きデュアル・カレンシー債
- d. 既存証券商品の再確認
- i. 日本国政府は、次の証券が証取法第2条の「有価証券」の定義に該当する旨を再確認し、公表する。
- A. 資産担保証券
1. 1994年9月16日の大蔵省新開発発表に示されたスキームにのっとり、海外機関により発行される資産担保社債（ペイスルー証券）
 2. 金融機関の貸付債権であるクレジット・カード・ローンを買付けとした海外パススルー証券（CARDs）
 3. シー・エム・オー（CMOs）
 4. ストリップス・モーゲージバック証券（IOs/POs）
 5. GNMA パススルー証券
 6. FNMA パススルー証券
 7. FHLMC パススルー証券
 8. 会社型 REIT
- B. その他の証券
1. 海外クローズド・エンド・ファンド
 2. デット・ワラント付社債
 3. ステップアップ・ダウン債権

4. 米国財務省証券のストリップス債

- ii. 日本国政府は、更にノート・イシュアンス・ファシリティ及びリボルビング・アンダーライティング・ファシリティについては法律上、行政上の規制がないことを確認する。

(5) 証券会社の兼業業務

- a. 日本国政府は、IOSCO のリスク管理ガイドラインと整合的な関連する基準に従い、証券会社は、申請により、あらゆる円金利スワップ業務に従事することを認められるであろうことを確認する。

(6) 通貨関連派生商品の導入

- a. 日本国政府は、証取法第 2 条において有価証券として定義されない通貨関連派生商品について、個々の商品ごとに、国内法との整合性の観点からの検討及び関係省庁間の協議をできる限り迅速に進めることとし、その検討及び協議の結果を踏まえ、通貨関連派生商品の範囲の拡大のため外国為替及び外国貿易管理法（以下、「外為法」という。）の枠内で所要の措置を講じることを確認する。
- b. 上記のパラグラフ(6) a. において示した方法で、日本国政府は、国内における取引需要を見極めたうえで、通貨ワラントの導入の可能性について検討する。
- c. 証取法第 2 条において有価証券として定義されない通貨関連派生商品の導入に関する照会に対しては、できる限り速やかに適切な説明を付した回答を行う用意がある。また、行政上特別の支障がない限り、求められた場合は書面により、回答を行う用意がある。
- d. 大蔵省国際金融局は、追加的に担当官を設置することにより、証取法第 2 条において有価証券として定義されない通貨関連派生商品の導入に係る検討を促進する計画を有する。

(7) 社債発行の追加的自由化

- a. 日本国政府は、また、下記の措置をとる意図を有する。
 - i. 日本又は海外における社債発行に関する償還年限構造については制約が課せられていないことを保証する。

- ii. 国内債、非居住者国内債に関する商品性の多様化（金利面を含む）を着実に推進する。
- iii. 居住者によるすべての国内発行に関する通庸基準及び財務制限条項について、抜本的に見直し、発表から最大限 1 年以内の合理的な経過期間後の適債基準の撤廃の可能性を含む緩和プログラムを、公聴会を開催した後、1995 年 3 月末までに発表する。

（ 8 ）証券商品の配分の自由化

- a. アメリカ合衆国政府が、機関投資家の新規発行株式を購入する能力が拡大されるべきであるという考えを示したことに留意しつつ、日本国政府は、指定された機関投資家は、日本証券業協会の 10 単位株式配分ルールにおいて分類されている発行の規模に応じ、それぞれ、最大限 50 単位、100 単位、150 単位の新発株式を購入することが認められていることを確認する。日本国政府は、本ルールは将来の証券市場及び証券取引の状況や本件に関する将来の世論の動向を踏まえて見直されるものと認識する。
- b. 日本国政府は、証券取引所へ新規上場される店頭登録株式に 5 単位株式配分ルールを適用しないよう、関連する証券取引所に求める。
- c. 日本国政府は、投資信託委託会社に適用される現行の運用ガイドラインを、上記セクションで示されている通り、抜本的に緩和する。

（ 9 ）コマーシャル・ペーパーの自由化

- a. 日本国政府は、現行ルールの下における外国証券会社による円建コマーシャル・ペーパーの発行に加え、外国証券会社自身が現行ルールの下において円建コマーシャル・ペーパーを発行できない場合においても、関連する基準に従い、そのような外国証券会社が親保証付円建コマーシャル・ペーパーを発行することを 1995 年 3 月末までに認める意図を有する。

（ 10 ）海外ワラントに係る諸通知の撤廃

- a. 日本国政府は、日本国債及び日本の株価指数に関連したワラントの海外における発行に関する 1988 年に発出された行政上の諸通知について、かかる諸通知が撤廃されても、証券法第 201 条は日本の居住者に対する店頭ワラントの販売に適用され続けることに留意しつつ、これを撤廃する。

（ 11 ）米側措置

a. 試験の簡素化

- i. アメリカ合衆国政府は、本国において証券業務に従事するにあたっての地位及び経験に係る要件を満たす外国（含むアメリカ合衆国）証券従業員は、日本で証券会社に勤務するための日本の資格試験を免除されていることに留意する。
- ii. アメリカ合衆国政府は、米国・日本それぞれの試験の間の重複を除去するように簡素化された試験を行うよう、関連する自主規制機関を恣憑することに含意する。そのような試験は、日本の証券外務員が、通常要求される完全な米国の試験を受けることなく、米国においてブローカー・ディーラーとして勤務することを可能にする。

b. 州レベルでの証券規制

- i. アメリカ合衆国政府は、投資家保護の目標との整合性を図りつつ、連邦と州の間の証券登録要件を調和させるという目標を支持する。このため、アメリカ合衆国行政当局は、連邦の登録要件と州の登録要件との間で重複があり、それが日本の発行体の証券のアメリカ合衆国における募集に対する障害をもたらしていると日本国政府が考える分野を特定するため、北米証券監督者協会と日本の行政当局との間の討議の開始を促進した。アメリカ合衆国政府は、連邦証券法は証券の募集に関する州法に優先しないことに留意しつつ、本件に関し日本国政府によって提起された諸問題を考慮するとともに、適当な場合には、これらの諸問題に対処する方策を検討する。

(1 2) 実施された措置の認識

- a. アメリカ合衆国政府は、日本国政府がこれまで国内証券市場の自由化を進展させてきたことを認識する。例えば、日本国政府は、
 - i. 国内証券市場における債券発行にかかる適債基準及び財務制限条項を着実に緩和した。
 - ii. 変動利付債や親保証普通社債等、国内円債の償還年限及び金利構造の多様化を更に促進した。
 - iii. より広い範囲の商品（海外発行の一定の資産担保証券、FRA 等）を確認した。
 - iv. 社債発行限度額を撤廃した。

- v. 受託銀行の役割を、発行後の職務にのみ限定した。
- b. 両政府は、1993年6月、米国及び日本における株式関連派生商品市場に関する規制を策定する際の指針となる一定の諸原則の重要性を確認した。両政府は、1993年6月にまとめられた諸原則が依然として有効であることを再確認する。

V. 越境資本取引

(1) 一般原則

- a. 両政府は、開放され、かつ自由な市場と自由で正常な資本移動が、国際通貨制度の有効な機能発揮及び各国間における資源の効率的な配分にとって必要であることを確認する。

(2) 非居住者による証券発行に係る自由化

- a. 日本国政府は、1995年3月末までに私募債の場合も含めて全ての非居住者国内債について、新しい包括届出の仕組みを導入する意図を有する。この仕組みの下では、最初に届出不要の要望を大蔵省に行えば、発行者は有効期間1年間にわたり事後報告のみで証券を何度でも発行することができる。
- b. 更に、日本国政府は、1995年3月末までに私募債の場合も含めて全ての非居者ユーロ円債について、新しい包括許可の仕組みを導入する意図を有する。この仕組みの下では、最初に包括許可を大蔵省から受ければ、発行者は有効期間1年間にわたり事後報告のみで証券を何度でも発行することができる。
- c. 新しい制度の下での包括届出/許可は大蔵省が届出不要要望書/許可申請書を受理してから、行政上特別な場合を除き5営業日以内に有効となる。この届出不要要望書/許可申請書には、発行者名(住所、業種、国籍)のみを含む必要がある。また、可能であれば、単なる情報として次の事項を含めうる。
 - 申請代理人
 - 発行予定総額
 - 発行予定証券の種類
 - 格付け
 - 発行代り金の資金使途
 - 発行の関係者(主幹事、財務代理人等)

- d. 更に上記に関連して日本国政府は、次の措置をとる意図を有する。
- i. 一日本国は海外における非居住者による社債発行に関する償還年限構造についての制約は課されないことを保証する。
 - ii. 非居住者ユーロ円債に関する商品性（金利面を含む）については制約を課さない。
 - iii. 非居住者国内債に関する商品性の多様化（金利面を含む）を着実に推進する。

（３）居住者による海外での証券発行に係る自由化

- a. 日本国政府は、1995年3月末までに私募債の場合も含めて全ての居住者外債について、新しい包括届出の仕組みを導入する意図をする。この仕組みの下では、最初に届出不要の要望を大蔵省に行えば、発行者は有効期間1年間にわたり事後報告のみで証券を何度でも発行することができる。
- b. この新しい制度の下での包括届出は大蔵省が届出不要要望書を受理してから、行政上特別な場合を除き5営業日以内に有効となる。この届出不要要望書には、発行者名（住所、業種、国籍）のみを含む必要がある。また、可能であれば、単なる情報として次の事項を含めうる。
- 申請代理人
 - 発行予定総額
 - 発行予定証券の種類
 - 格付け
 - 発行代り金の資金使途
 - 発行の関係者（主幹事、財務代要人等）
- c. 更に上記に関連して日本国政府は、次の措置をとる意図を有する。
- i. 海外における居住者による社債発行に関する償還年限構造についての制約は課されないことを保証する。
 - ii. 居住者外債に関する商品性（金利面を含む）については制約を課さない。
 - iii. 全ての居住者外債について適債基準を国内債の規制緩和にあわせて撤廃する。
 - iv. 居住者外債について財務制限条項は課されないことを確認する。

(4) 還流制限に係る自由化

- a. 日本国政府は、次の措置をとる意図を有する。
 - i. 非居住者によるノン・ソブリン・ユーロ円債発行に関する現行の90日間の還流制限を、セクション 、パラグラフ(7) a. iii. におけるタイム・テーブルに従い、国内債の適債基準の規制緩和と一致するタイミングで撤廃するプログラムを1995年3月末までに公表する。
 - ii. 居住者によるユーロ円債発行に関する還流制限を緩和しうるかどうかについて、国内市場の状況等の要請を考慮しつつ、検討する。

(5) 居住者による海外金融商品へのアクセス

- a. 海外預金口座の利用
 - i. 日本国政府は：
 - A. 法務、リスク管理及び財務管理の社内体制についての枠組みの適切さに関する一定の基準を満たす事業法人が限度額のないポートフォリオ投資のための海外預金を開設できるよう、できるだけ早期に包括許可制を導入する意図を有する。この包括許可は、期限を設けないものとする。この許可により、上記のような事業法人は、定期的な事後報告のみによって、ポートフォリオのための1億円相当額超の海外預金を開設することが認められる。
 - B. 上記において言及されたポートフォリオ投資には、証取法第201条等、犯罪行為に関連するものとして国内法により禁止されているものを除き、証取法第2条において有価証券として定義されないものを含めたあらゆる金融商品を含むことを確認する。
 - ii. 更に、日本国政府は、上記の新たな包括許可制によってカバーされない居住者についても、改めて許可を取得することなく、外為法第6条において定義される外貨証券から生じる果実及び償還金並びに処分代金の受入れによりポートフォリオ投資のための海外預金の残高が一時的に1億円相当額を超えることを認める意図を有する。

(6) 非指定金融機関の海外上場オプション・先物へのアクセス・

- a. 日本国政府は、次の意図を有する。

- i. 指定金融機関ではない投資者、すなわち日本の事業法人及び個人投資家の双方が、すべての種類の証券現物オプションを含む、海外の取引所に上場されているすべての証券派生商品に勧誘を伴わずに直接投資することを認める。
- ii. 事業法人が自己の投資目的のため行う海外の取引所に上場されている外国の証券派生商品への投資については、外為法の下で事後報告のみによって認める。また、事業法人には、上記取引に伴う海外での証拠金の預託及び差金決済についても外為法上個別許可不要の指定又は包括許可を行う。
- iii. 法務、リスク管理及び財務管理の社内体制についての枠組みの適切さに関する一定の基準を満たす事業法人に対し、自己の投資目的のため行う海外の取引所に上場されている金融先物・オプションに投資することを認め、個別許可及び届出不要の指定又は包括許可を行う。これらの事業法人には、上記の取引に伴う対外支払手段の売買、海外での証拠金の預託及び差金決済等についても外為法上個別許可及び届出不要の指定又は包括許可を行う。

(7) 指定金融機関の派生商品関連商品及び他のポートフォリオ投資へのアクセス

a. 通貨現物オプション

- i. 日本国政府は、証券会社、保険会社、投資信託委託会社が、自己の投資目的のため行う海外の取引所に上場されている通貨現物オプションの取引に対し、外為法上の事前許可を得ることを不要とする措置を講じる意図を有する。

b. 事後報告

- i. 日本国政府は、すべての指定金融機関について当該指定金融機関から要請があれば、越境ポートフォリオ投資に係る外為法上の事前届出を不要とすることを確認する。

(8) その他の越境業務

a. 証券会社による外国為替取引

- i. 日本国政府は、証券会社の基礎的な業務遂行上の必要性を考慮しつつ、証券会社の外資為替取引について、引き続き、外為法の下で必要な措置を講じる。
- ii. 更に、日本国政府は下記の特定の措置を講じることにより、早急に証券会社の外国

為替取引を容易にする。

- A. 現在認められている引受に関連した通貨スワップについて、当該引受に係る債券の発行総額の全部又は一部のいずれの範囲の通貨スワップも可能であることを確認すること
 - B. 引受に関連した通貨スワップについての当局への事前届出を事後報告に変更すること
 - C. 本邦投資家が購入する外貨証券の利金及び償還金に係る受取りを円貨で確定するために当該本邦投資家との間で外貨証券の購入時に行う通貨スワップを証券会社に認めること
 - D. 証券会社に対して自己の投資目的のために行う海外の取引所に上場されている通貨現物オプションに係る取引を認めること
- iii 更に、日本国政府は、証券会社が基礎的な業務に関連して行う外国為替取引の在り方について、日本の金融制度改革における進捗の状況を視野に入れながら検討を行う。

b. 相殺決済の可能性

- i. 日本国政府は、海外債券市場におけるレポ取引に伴う相殺決済については、関係国におけるレポ取引の法的な性格を勘案した上で、外国証券会社の勧誘を伴わない形でこのような取引に参加する本邦投資家に対して包括許可を付与する可能性について積極的に検討する。
- ii. 日本国政府は、外為法を迂回する相殺決済又は犯罪に係る取引等国内法上達法な取引に係る相殺決済以外の場合であって、頻繁に反復して行われ、かつ個別の許可を得ることが極めて不便であるような、上記と類似の証券取引に関連する相殺決済が、包括許可制により認められることを確認する。
- iii. 日本国政府は、その他の取引に関連する相殺決済については、外為法を迂回する相殺決済または犯罪に係る取引等国内法上達法な取引に係る相殺決済以外は、許可することを確認する。

c. 金融債権の売却

- i. 日本国政府は、外為法を迂回するものまたは犯罪に係る取引等国内法上達法な取引に関連するもの以外の金融債権の売却取引を、許可することを確認する。
- ii. また、日本国政府は、海外における証券化の目的で行う国内資産の売却契約についても迅速に許可することを確認する。

(9) 将来のステップ

- a. 日本国政府は、現在進められている国内金融市場の規制緩和及び将来における金融商品及びサービスの発展に照らして、引き続き適切に越境資本取引の一層の自由化を考慮する。

(10) 実施された措置の認識

- a. アメリカ合衆国政府は、越境資本取引に関する規制緩和について、日本国政府によって行われた最近の進展を認識する。
- b. 日本国政府は、
 - i. 還流制限
 - A. ソブリンものの非居住者ユーロ円債に係る 90 日間の還流制限を撤廃した。
 - ii. 金融機関による取引について、
 - A. 金利先渡契約 (FRA) 及び為替先渡契約 (FXA) 取引を導入した。(1994 年 10 月)
 - B. 海外の取引所に上場されている株式・株価指数現物オプションについて、金融機関による自己の投資目的のために行う海外直接取引を認めた。(1994 年度末までに実施)
 - iii. その他の者による取引について、
 - A. 海外預金の大蔵省令に基づく許可不要限度額を 3,000 万円相当額から 1 億円相当額へ引き上げた。(1994 年 3 月)
 - B. 証券会社の海外現法の引受業務に当たって証券会社が行う通貨スワップの範囲

を拡大した。(1994年度末までに実施)

- C. 本邦における新規公開株式に対する非居住者の入札参加に伴う預金及び相殺取引を自由化した。(1994年1月)
- D. 商社等一定の法人に係る親子会社間及び本支店間の交互計算制度の許可不要対象取引限度額を1,000万円相当額から1億円相当額へ引き上げた。(1994年4月)

iv. 居住者外債

- A. 適債基準を「BBB格以上」に緩和した。(1994年1月)
- B. BBB格の発行者の純資産額に係る財務条件を撤廃した。(1994年7月)
- C. 1994年度末までに適債基準の見直しを実施した。
- D. 邦銀系海外証券現法が公募債の主幹事となることを制限していた「三局指導」を撤廃した。(1993年4月)
- E. 「社債発行プログラム」により発行手続きを大幅に迅速化した。(1993年4月)
- F. 本邦外資系企業による親会社保証付外債の発行が可能であることを確認した。(1994年6月)
- G. 親会社保証付居住者ユーロ円債を解禁した。(1994年7月)

v. 非居住者国内債

- A. 適債基準を「BBB格以上」に緩和した。(1994年1月)
- B. BBB格の民間債の場合の発行者の純資産額に係る財務条件を撤廃した。(1994年7月)
- C. 1994年度末までに適債基準の見直しを実施した。
- D. 日系海外現地法人による非居住者国内債の発行が可能であることを確認した。(1994年6月)

- E. 民間企業による私募債の発行が可能であることを確認した。(1994年6月)
- vi. 非居住者ユーロ円債
 - A. 非居住者ユーロ円債の適債基準を撤廃した。(1993年7月)
 - B. 非居住者による大多数のユーロ円債発行を事後報告化した。(1989年6月)
 - C. ソブリンものの非居住者ユーロ円債に係る90日間の還流制限を撤廃した(1994年1月)
- vii. 対内外証券投資に係る事前届出不要限度額を3千万円から1億円に上げた。(1994年3月)
- viii. 対外直接投資に係る審査付事前届出不要限度額を3千万円から1億円に上げた。(1994年3月)

VI. 銀行業務

(1) 銀行の州際業務

- a. 日本国政府は、外国銀行に対し、州際銀行業務と州際支店展開における内国民待遇を保証する「1994年州際銀行業務及び州際支店の展開の効率化に関するリーグル・ニール法(「リーグル・ニール法」)」の施行を通じてアメリカ合衆国政府が示した進歩を歓迎する。アメリカ合衆国政府は、リーグル・ニール法に具体化された内国民待遇原則に従い、外国銀行と米国銀行に対して、同法によって外国銀行と米国銀行に可能とされたアメリカ合衆国全土にわたる銀行業務が最大限認められるべきであることに同意する。
- b. アメリカ合衆国政府は、リーグル・ニール法の成立以前においても、多くの州が外国銀行に対する内国民待遇に基づき、州をまたがる銀行の買収を自由化する措置をとっていたことに留意する。アメリカ合衆国政府は、州政府が、自発的に追加アクセスを非差別的に提供することを歓迎する。

(2) 規制の調和

- a. アメリカ合衆国政府は、日本国政府が、アメリカ合衆国において州と連邦の規制が多く

の分野において、重複しあるいは齟齬をきたしている可能性があり、これが外国銀行に対して潜在的な影響を与えているとの懸念を表明したことに留意する。日本国政府は、アメリカ合衆国内においては銀行業務が長きにわたり連邦レベルと州レベルの両規制に服しており、二重の銀行システムが外国銀行と米国銀行の双方に影響を与えているものと認識する。

- b. アメリカ合衆国政府は、連邦準備銀行が、他の監督当局と協調しつつ、外国銀行組織のアメリカ合衆国内における業務に関する監督のための改善された枠組み（FBO プログラム）を作成していることに留意する。同プログラムは、外国銀行のアメリカ合衆国内の業務に関する年次検査の協調を特に強調するとともに、貸出金の分類に係る検査方針に関する統一的なガイダンスと、信用秩序維持のための理由に基づき資産維持規制等の監督上の要請が考慮されるべきであるという環境を提供することにより、監督プロセスの一層の効率化を目標とするものである。
- c. FBO プログラムの規定で明示したように、州免許をうけた外国銀行支店やエージェンシーに対して適用される監督プロセスの効率性向上は、連邦準備銀行にとって重要な目的である。

（３）米国金融機関の取締役における市民権要件

- a. アメリカ合衆国政府は、日本国政府が米国金融機関の取締役に関して課される可能性のある市民権要件に懸念を表明したことに留意する。アメリカ合衆国政府は、また、国法銀行法において国法銀行の取締役全員が米国市民であるべきとの要件は、外国銀行の子会社や関連会社については軽減されうること留意する。外国銀行の国法銀行子会社や関連会社については、通貨監督庁長官の裁量によって、市民権要件は全体の取締役の半数以上まで軽減されうる。

（４）銀行と証券会社の相互参入

- a. アメリカ合衆国政府は、日本国政府が、子会社または関連会社を通じた銀行と証券会社の相互参入に関心を有していることに留意する。
- b. アメリカ合衆国政府はグラス・スティーガル法の見直し作業を行っている。現時点において、アメリカ合衆国政府は、グラス・スティーガル法の改正は、連邦預金保険に加盟している預金取扱金融機関の安全性及び健全性を確保し、金融システム、預金保険基金及び納税者のリスクを最小化し、連邦のセイプティ・ネットの拡張を回避し、問題となる活動に対して適切な監督を行い、濫用に対する十分なセーフガードを含むべきであると信ずる。アメリカ合衆国政府は、以上の目的と総合的で米国の金融サービス提供者の

国際競争力を確保するグラス・スティーガル法の改正に向けて、議会と協調する意思を有する。

(5) 実施された措置の認識

- a. アメリカ合衆国政府は、日本が預金金利の自由化プログラムを完了したことを高く評価し、日本における当座預金を除く全ての銀行預金は、現在、自由化された金利を付されていることを認識する。

VII. 競争政策

- (1) 日本国政府は、金融サービス分野を含むすべての産業において、適当な場合には市場構造その他の要因に照らして、独占禁止法違反を構成する私的独占、不当な取引制限又は不公正な取引方法等の恨行に対して独占禁止法を厳正に執行するとのコミットメントを確認する。
- (2) 日本国政府は、附属書 3 に示されたものを除き、金融サービス提供者に対する独占禁止法の完全な適用を妨げる適用除外や規制体系が何ら存在しないことを確認する。
- (3) 日本国政府は、1991 年 7 月 11 日に日本の公正取引委員会が発表した「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」は、金融サービス分野を含む全ての産業に適用されるとともに、日本の流通制度と取引慣行に関し、附属書 4 に示されたものを含め、どのような行為が公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に明らかにして記述していることを認識する。
- (4) 外国の金融サービス提供者を含む何人も、独占禁止法違反の疑いのある事案について公正取引委員会に報告することができる。公正取引委員会は、こうした報告を迅速に検討し、情報の内容と信憑性に応じて、こうした違反の疑いのある事案に取り組むための適切な措置を採る。
- (5) 両政府は、独占禁止法第 28 条に基づき、公正取引委員会は、独立してその職権を行使するものであると理解（または認識）する。
- (6) 日本国政府は、厚生年金基金が、安定した年金給付を確保し、加入者の福祉の向上を図ることを目的として設立される、母体企業とは独立した法人であることを確認する。そうした法人として、厚生年金基金は、母体企業の利益あるいは母体企業と株式保有関係を持つ会社の利益のために運営されるべきではない。

- (7) 日本国政府は、厚生年金保険法の適用を通じ、厚生年金基金理事の受託者責任が適正に遂行されるよう確保することを確認する。

VIII. 協議

- (1) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、毎年、または、いずれかの政府の要請に基づき随時、本措置の実施状況を検討し、必要に応じ、金融サービス市場に関するその他の問題につき討議するために会合を開催する。

IX. 措置の実施状況の評価

- (1) 本措置の実施状況の評価及び達成された進展の評価は、両政府により提供されるデータを使用した以下の客観的基準の総合的な検討に基づいて行われる。これらの基準は一体として考慮され、いずれの一つの基準も措置の評価又は達成された進展の評価において決定的なものではない。これらの基準は数値目標を構成するものではなく、むしろセクション I に掲げる日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みの目標及び本分野の目標に向けて達成された進展を評伝するために使用される。

(2) 一般

- a. 日本における基準及び措置についての透明性及び入手可能性、並びに日本において外国の金融サービス提供者が、金融サービスの提供に関する問題について情報を与えられ、意見を述べ、政府職員と意見交換し、また、会合に出席し、諮問機関に陳述書の提出をおこなうための実質的かつ公正な機会
- b. 日本における申請及び届出の迅速かつ公正な審査
- c. 市場条件及び取引慣行の一定の側面から生じる日本における市場アクセスに対する障害について、仮にかかる障害がある場合には、それに対処する変化
- d. 本措置により創られた新たな機会を利用する外国の金融サービス提供者及び仲介業者による努力
- e. 両政府による措置の実施状況

(3) 証券業務

- a. 新規の社債の発行の内、外国証券会社が引受を行ったものの割合、及び、外国証券会社が主幹事又は共同主幹事として引受を行ったものの割合（金額ベース）の、日米両国における、ある報告期間から次の報告期間への変化及び変化率
- b. 日本国内で発行及び販売される証券商品及び商品タイプの多様化
- c. 日本の社債市場における年限及び金利構造の多様性
- d. 有価証券の定義に係る照会及び定義の拡大についての手続の実施状況

（４）越境資本取引

- a. ある報告期間から次の報告期間への以下の変化及び変化率：
 - i. 居住者ユーロ円債及び非居住者ユーロ円債の発行件数
 - ii. 非居住者国内債の発行件数
 - iii. 1億円を超える海外預金口座の設定のために付与された包括許可の件数
 - iv. ユーロ円債のうち、外国証券会社が引受を行ったものの割合、及び、外国証券会社が主幹事または共同主幹事として引受を行ったものの割合（金額ベース）
- b. ユーロ円債市場での償還年限、金利、その他の商品性に係る多様性
- c. 事前の許可・届出が効果的に変更された程度

（５）資産運用業務

- a. ある報告期間から次の報告期間への以下の変化及び変化率：
 - i. 投資顧問会社の参加に対して開放されている、日本の非公的年金市場における割合
 - ii. 日本において、外資系及び本邦信託銀行、生命保険会社、投資顧問会社に対して運用委託された年金資産全体の割合及び金額
 - iii. 日本において新規に投資信託委託業務を営むための免許を受ける外資系及び本邦投資顧問会社の数

- iv. 日本において外資系委託会社によって運用される投資信託の額と日本において販売される外国投資信託の額、及び、米国において外資系投資機関によって運用される投資会社の資産の額